

令和5年安曇野市議会 9月定例会 提案説明書

— 目次 —

報告第 20 号	1
報告第 21 号	2
報告第 22 号	3
報告第 23 号	4
報告第 24 号	5
議案第 71 号	7
議案第 72 号	12
議案第 73 号	14
議案第 74 号	15
議案第 75 号	17
議案第 76 号	18
議案第 77 号	20
議案第 78 号	25
議案第 79 号	28
議案第 80 号	30
議案第 81 号	33
議案第 82 号	34
議案第 83 号	35
議案第 84 号	36
議案第 85 号	37
議案第 86 号	38
議案第 87 号	39
議案第 88 号	40
議案第 89 号	43
議案第 90 号	45
議案第 91 号	46
議案第 92 号	47
議案第 93 号	48

報告第 20 号

平成 28 年度から令和 3 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率の修正について

本件は、過去に報告した平成 28 年度から令和 3 年度の決算に基づく安曇野市健全化判断比率を修正したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものです。

健全化判断比率の内、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれも黒字であり、算定されないことから修正はありません。

実質公債費比率については、平成 28 年度 9.6%を 9.5%、平成 29 年度 9.4%を 8.8%、平成 30 年度 9.3%を 8.3%、令和元年度 9.5%を 8.3%、令和 2 年度 9.5%を 8.4%、令和 3 年度 9.1%を 8.1%に修正します。

将来負担比率については、平成 28 年度 22.2%を 16.4%、平成 29 年度 18.2%を 8.4%、平成 30 年度 12.8%を 2.4%に修正し、令和元年度 10.4%、令和 2 年度 4.2%を、それぞれ算定されないに修正します。

修正の理由は、平成 28 年度から下水道事業会計が公営企業会計に移行したことにより、経理方法が現金主義から発生主義に変更になったことによるものです。

説明は、以上です。

報告第 21 号

令和 4 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものです。

健全化判断比率の内、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当となる会計の決算がすべて黒字であったため、算定されません。

実質公債費比率は、昨年度と同じ 8.1%でした。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、昨年度に引き続き算定されません。

参考までに、安曇野市に適用される早期健全化基準は、表の括弧内の数字のとおり、実質赤字比率が 11.95%、連結実質赤字比率が 16.95%、実質公債費比率が 25.0%、将来負担比率が 350.0%です。

説明は、以上です。

報告第 22 号

令和 4 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は、以上です。

報告第 23 号

令和 4 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は、以上です。

報告第 24 号

令和 4 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告するものです。

資金不足比率は、安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計ともに、算定されませんでした。

なお、表中の備考欄の数値は事業規模です。

説明は、以上です。

【資金不足比率】 H21年4月より施行

「資金不足比率」は、公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○公営企業は、その費用を自身の料金収入で賄うことが原則であるため、公営企業の赤字や借金が大きくなって、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、公営企業の経営状況をチェックしています。

○【計算】

「資金不足額」を、事業規模となる「営業収益」で除して、算定します。

「資金不足額」の算定は、「流動負債の額」から「流動資産の額」を控除した額を基本とします。

「事業規模」は、中段の表の「備考」欄に記載しています。

水道事業会計

決算書 P8.9 貸借対照表 水道事業会計

流動負債 824,341,021 円－企業債 584,513,642 円 = 239,827,379 円

流動資産は 2,777,370,656 円 差引 2,537,543,277 円

流動負債より流動資産が大きい。

下水道事業会計

決算書 P40.41 貸借対照表

流動負債 2,852,763,715 円－企業債 2,516,587,590 円 = 336,176,125 円

流動資産は 1,258,877,139 円 差引 922,701,014 円

流動負債より流動資産が大きい。

○「備考」欄の資金不足比率の算定に用いた「事業規模」は、次により求めている。

水道事業会計

営業収益 (P4) 18 億 5,451 万 3,126 円から、

受託工事収益 (P4 の 1 (2)) 135 万 8,500 円を控除した額

事業規模 = 18 億 5,315 万 4,626 円

下水道事業会計

営業収益 (P36) 16 億 8,016 万 6,864 円から、

受託工事収益 (P36 の 1 (4)) 417 万 9,340 円を控除した額

事業規模 = 16 億 7,598 万 7,524 円

議案第 71 号

令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（第 5 号）

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 7,000 万円を追加し、483 億 8,900 万円とします。

令和 5 年度後期の予算に過不足が生じることが予測されるもの、事業化の見通しが立ったものなどについて計上しています。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

11 款 地方交付税は、8,901 万 4 千円の増額です。

1 項 地方交付税で、全額「普通交付税」の増額です。

13 款 分担金及び負担金は、1,548 万円の増額です。

2 項 負担金で、市の水道事業会計からの「潮区水管撤去工事負担金」（1,536 万 5 千円）の計上などが主なものです。

14 款 使用料及手数料は、3 万 3 千円の減額です。

1 項 使用料で、全額「公共施設目的外使用料」（△3 万 3 千円）の減額です。

15 款 国庫支出金は、1 億 2,578 万 7 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、1,097 万 8 千円の増額です。「子どものための教育保育給付費負担金前年度精算分」（639 万 9 千円）の増額が主なものです。

2 項 国庫補助金で、1 億 1,480 万 9 千円の増額です。「道路改良費補助金」（1 億 1,900 万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。）

16 款 県支出金は、2,167 万 7 千円の増額です。

1 項 県負担金で、466 万 9 千円の増額です。「子どものための教育保育給付費負担金前年度精算分」（374 万 7 千円）の増額が主なものです。

2 項 県補助金で、1,676 万 4 千円の増額です。「森林整備支援事業補助金」（1,434 万 5 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 16 ページからとなります。）

18 款 寄附金は、2 億 91 万円の増額です。

1 項 寄附金で、市内外の皆様からの尊いご寄附（91 万円）と、「ふるさと寄附金」

(2億円)の増額が主なものです。

19款 繰入金は、2億9,516万円の増額です。

2項 基金繰入金で、「減債基金繰入金」(1億5,800万円)、財源調整のための「財政調整基金繰入金」(1億3,971万9千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。)

20款 繰越金は、12億8,231万2千円の増額です。

1項 繰越金で、前年度決算に伴う余剰金の増額です。

21款 諸収入は、178万1千円の増額です。

5項 雑入で、「小規模保育施設整備事業補助金過年度精算分」(125万円)の増額が主なものです。

22款 市債は、8億6,208万8千円の減額です。

1項 市債で、発行可能額の決定に伴う「臨時財政対策債」(△1億7,068万8千円)の減額や借換債(△5億2,840万円)の取りやめによる減額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、3ページの歳出です。

(事項別明細書は予算説明書の20ページからとなります。)

1款 議会費は、80万円の増額です。

1項 議会費で、全額、職員手当等の増額に伴う「議会費」(80万円)の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の22ページからとなります。)

2款 総務費は、9億8,232万円の増額です。

1項 総務管理費で、10億1,118万円の増額です。ふるさと寄附の年度内寄付採納見込みによる「寄附採納事務」(2億8,864万4千円)の増額や、繰越金の確定による財政調整基金への積立として「基金積立金」(6億6,700万円)の増額、人流データを活用した地域公共交通の充実と地域活性化に向けた取組みとして「公共交通事業」(820万円)の増額が主なものです。

2項 徴税费で、2,380万円の減額です。職員給与等の減額に伴う「税務総務費」(△2,380万円)の減額です。

3項 戸籍住民基本台帳費で、491万円の減額です。職員給与等の減額に伴う「戸籍住民基本台帳管理費」(△491万円)の減額です。

4項 選挙費で、10万円の減額です。職員手当等の減額に伴う「選挙管理委員会事務費」(△10万円)の減額です。

6項 監査委員費で、5万円の減額です。職員手当等の減額に伴う「監査委員事務費」(△5万円)の減額です。

(事項別明細書は予算説明書の30ページからとなります。)

3款 民生費は、5,128万9千円の増額です。

1項 社会福祉費で、244万3千円の減額です。職員給与等の減額に伴う「老人福祉総務費」(△730万円)の減額、低所得者保険料軽減負担金の追加交付に伴う「介護保険対策費」(406万2千円)の増額が主なものです。

2項 児童福祉費で、4,803万2千円の増額です。三郷小学校被服室を児童クラブ室に改修する費用として、「児童クラブ整備事業」(1,099万7千円)の増額、子育て支援施設の運営事業者を支援する補助金制度新設による「地域子育て支援拠点事業」(150万円)の増額、障がい児、1歳児の入園児増に対応する保育士配置のため、民間保育所等特別保育事業補助金の増額に伴う「保育企画費」(943万8千円)の増額、認定こども園施設改修に伴う「認定こども園管理費」(1,662万2千円)の増額が主なものです。

3項 生活保護費で、570万円の増額です。職員給与等の増額に伴う「生活保護総務費」(570万円)の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の38ページからとなります。)

4款 衛生費は、2,188万4千円の増額です。

1項 保健衛生費で、職員給与等の増額に伴う「保健衛生総務費」(999万8千円)、及び「環境衛生総務費」(875万円)の増額、予防接種健康被害救済給付金制度の認定に伴う「予防接種事業」(213万5千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の42ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、5,622万9千円の増額です。

1項 農業費で、853万4千円の増額です。ニホンザル追払い隊の活動人員増に係る費用として「有害鳥獣駆除対策」(405万3千円)の増額、農産物の海外販路開拓に向けたシンガポールでのテスト販売や東京 KITTE カフェコラボで安曇野産農産物を使用した特別メニューの提供費用として「消費拡大対策事業」(70万4千円)の増額が主なものです。

2項 林業費で、2,950万1千円の増額です。県の森林整備支援事業補助金を活用した森林の病害虫被害対策、枯損木利活用事業補助金に伴う「間伐対策事業」(1,326万5千円)の増額、天平の森指定管理料の増額、長峰山ランチャー台の材料高騰による「長峰山森林体験交流センター事業」(784万6千円)の増額が主なものです。

3項 耕地費で、1,819万4千円の増額です。潮区石綿管撤去工事の増工及び水道

用水管橋撤去に伴う工事費として、「市単土地改良事業」(2,386万2千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の48ページからとなります。)

7款 商工費は、2,418万2千円の増額です。

1項 商工費で、U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金に伴う「しごと創出事業」(910万円)の増額、登山者の二次交通を検討するにあたり、市内登山口駐車場の状況を映像により把握できるシステムの実証事業に係る費用として「施設管理整備事業」(728万3千円)の増額などが主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の52ページからとなります。)

8款 土木費は、2,879万円の増額です。

1項 土木管理費で、1,123万5千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「土木総務費」(1,120万円)の増額が主なものです。

2項 道路橋梁費は、予算額に変更はありませんが、活用する国庫支出金及び地方債の財源変更となります。

3項 河川費で、5万円の増額です。排水ポンプ車の法定点検料として、全額「河川管理費」(5万円)の増額です。

4項 都市計画費で、1,750万円の増額です。下水道統廃合事業に伴う出資金として「下水道事業」(1,840万円)の増額が主なものです。

5項 住宅費で、5千円の増額です。住宅使用料の誤納付還付金として、全額「住宅管理費」(5千円)の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の58ページからとなります。)

9款 消防費は、572万8千円の減額です。

1項 消防費で、国庫補助に係る防火衣等購入数量減による、全額「非常備消防費」(△572万8千円)の減額です。

(事項別明細書は予算説明書の60ページからとなります。)

10款 教育費は、1,023万4千円の増額です。

1項 教育総務費で、1,991万9千円の増額です。市内小学校4校で、海外とのオンライン交流の有効性を実証するため「外国語指導助手配置事業」(62万1千円)の増額、南部給食センターの配送用コンテナ及び食器消毒保管機購入費用として「南部給食センター費」(529万円)の増額が主なものです。

2項 小学校費で、145万の増額です。市内小学校1校で児童の歩行訓練用の手すり設置費用として「小学校施設維持修繕事業」(120万円)の増額が主なもの

です。

4項 幼稚園費で、34万8千円の増額です。粗大ごみ処理費等の増額に伴い、全額「穂高幼稚園運営費」（34万8千円）の増額です。

5項 社会教育費で、1,148万3千円の減額です。黒沢洞合自然公園整備に係る設計業務について、当年度は基本設計業務のみとしたことから「青少年健全育成費」（△900万円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の68ページからとなります。）

12款 公債費は、予算額に変更はありませんが、借換債（5億2,840万円）の発行を取りやめ、減債基金繰入金（1億5,800万円）と一般財源（3億7,040万円）を長期借入金償還元金に充当する財源の変更となります。

以上が歳出の概要です。

議案書4ページの「第2表 債務負担行為補正」です。

「マイナンバーカード申請補助用タブレット貸貸借」、「生産設備取得事業」、「地域経済牽引企業工場用地取得事業」、「中房登山口公衆便所改修工事」の追加4事業について、今年度からの複数年契約となるため債務負担行為を設定するものです。

変更の1件については、「三郷東部認定こども園建設事業」の工期を見直したことにより事業期間を令和7年度まで延長するものです。

議案書5ページの「第3表 地方債補正」です。

追加については、市道新設改良事業について緊急自然災害防止対策事業債から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更したことによる追加、変更については、臨時財政対策債発行可能額の決定に伴う減額、過疎対策事業債及び旧合併特例事業債においては、対象事業費の精査等による限度額の変更です。

廃止については、地方債発行残高を抑えるため借換債の発行取りやめに伴うものなど2件です。

続いて、73ページをご覧ください。

以上により補正後の当該年度中の起債見込み額は、53億1,371万2千円となります。

説明は、以上です。

議案第 72 号

令和 5 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,655 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 96 億 6,261 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金

19 万 5 千円の増で、保険給付費の出産育児一時金の引き上げに伴う財政負担増に対する国費による支援措置です。

歳出の 2 款 保険給付費の出産一時金に財源充当します。

4 款 県支出金 1 項の県補助金

165 万円の増です、歳出の 1 款 総務費の産前産後に係る国民健康保険税減免制度システム改修費分を、特別調整交付金として交付を受けるものです。

7 款 1 項の繰越金は、令和 4 年度決算による前年度繰越金で 1,470 万 8 千円の増です。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 2 項 賦課徴収費は、歳入で説明しました、産前産後に係る国民健康保険税減免制度システム改修費 165 万円の増額です。

2 款 保険給付費 4 項 出産育児諸費は、歳入で説明をした国庫補助金交付に伴う財源変更です。

5 款 1 項の 積立金は、基金への積立金で、800 万円の増です。

前年度繰越金 1,870 万 8 千円から、繰越額の 2 分の 1 以上を基金に積み立てるもので、現行予算との差額です。

8款 1項の予備費は、歳入歳出の予算調整による690万3千円の増額です。

説明は、以上です。

議案第 73 号

令和 5 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,488 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 6,338 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

4 款 1 項の 繰越金は、3,408 万 2 千円の増額です。

主なものは、出納整理期間中に収納した保険料です。広域連合への納付は、本年度の歳出予算から納付金として支払うこととなりますので、繰越金に計上するものです。

5 款 2 項の 過年度保険料還付金及び還付加算金については、広域連合から補填されるため歳出の 3 款 1 項の 償還金及び還付加算金と同額の 80 万円の増額です。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

2 款 1 項の 後期高齢者医療広域連合納付金の増額は、3,408 万 2 千円で、先ほど歳入で説明しましたが、出納期間整理中に収納した保険料は、新年度で広域連合へ納付するためです。

3 款 1 項の 償還金及び還付加算金の増額は、令和 4 年度の過年度還付実績に基づき、不足額を増額したものです。

説明は、以上です。

議案第 74 号

令和 5 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,226 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 402 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は 10 ページからです。

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は補正額 307 万 2 千円の増額です。
地域支援事業等の事業費の増額補正に伴い、国庫負担金の増額を見込む補正です。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は補正額 4 万 4 千円の増額です。
地域支援事業等の事業費の増額補正に伴い、支払基金交付金の増額を見込む補正です。

5 款 県支出金 2 項 県補助金は補正額 153 万 6 千円の増額です。
地域支援事業等の事業費の増額補正に伴い、県補助金の増額を見込む補正です。

8 款 繰入金 補正額は 314 万 3 千円の増額です。
1 項 一般会計繰入金は地域支援事業等の事業費の増額及び低所得者保険料軽減負担金の精算による補正額 405 万 8 千円の増額です。
2 項 基金繰入金は主に過年度分の追加交付額確定による補正額 91 万 5 千円の減額です。

9 款 繰越金 1 項 繰越金は令和 4 年度決算に伴う繰越金の補正額 2 億 2,446 万円の増額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明します。
議案書 3 ページ、事項別明細書は 14 ページからとなります。

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費は財源変更となります。

3 款 地域支援事業 補正額 804 万 1 千円の増額です。
2 項 包括的支援事業・任意事業費は 787 万 8 千円の増額、包括的・継続的ケア

マネジメント支援事業費が中央包括支援センター職員の人事配置に伴う給与及び諸手当 759 万 7 千円の増額。生活支援体制整備事業費が、印刷製本費等 28 万 1 千円の増額です。

3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は 16 万 3 千円の増額。総合事業サービス C（口腔）について、舌圧計を導入する経費等の増額によるものです。

6 款 基金積立金 1 項 基金積立金は、1 億 2,961 万 2 千円の増額です。前年度介護保険特別会計決算に伴い、基金積立額の決定による増額です。

8 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金の補正額は 9,460 万 7 千円の増額で、内訳は、令和 4 年度介護給付費確定による返還によるもの 7,222 万 3 千円の増額、地域支援事業交付金の確定による返還によるもの 2,238 万 4 千円の増額となります。

説明は、以上です。

議案第 75 号

令和 5 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,304 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入です。

内容については、事項別明細 10、11 ページをご覧ください。

歳入として 1 款 繰入金で一般会計からの繰入金 141 万 2 千円を増額し、3 款 繰越金で令和 4 年度決算により確定した繰越金 5 千円を増額するものです。

事項別明細 12、13 ページをご覧ください。

歳出として公用車廃車手数料として 6 千円、有明荘貯水槽天板補強工事として 180 万 3 千円をそれぞれ増額、公用車購入に伴う入札差金 44 万 2 千円を減額、また、購入する公用車の重量税として 5 万円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 76 号

令和 5 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度安曇野市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第 1 款	第 1 項	営業費用	既決予定額	32 億 3,786 万 9 千円
			補正予定額	348 万 5 千円
			計	32 億 4,135 万 4 千円

第 3 条 予算第 4 条 本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15 億 6,174 万 7 千円は、過年度分損益勘定留保資金 6 億 7,624 万 2 千円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 4,039 万 4 千円、減債積立金 6 億 3,000 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,511 万 1 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第 1 款	第 1 項	企業債	既決予定額	9 億 3,800 万円
			補正予定額	4,070 万円
			計	9 億 7,870 万円
	第 3 項	補助金	既決予定額	2 億 8,050 万円
			補正予定額	△3,680 万円
			計	2 億 4,370 万円
	第 4 項	出資金	既決予定額	1 億 4,020 万円
			補正予定額	1,840 万円
			計	1 億 5,860 万円

支出

第 1 款	第 1 項	建設改良費	既決予定額	6 億 9,536 万 6 千円
			補正予定額	2,339 万 7 千円
			計	7 億 1,876 万 3 千円

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

事項	下水道使用料の改定の必要性に関する検証業務
期間	令和 5 年度から令和 6 年度まで
限度額	1,110 万円

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目	職員給与費	既決予定額	6,890 万 9 千円
		補正予定額	143 万円
		計	7,033 万 9 千円

別冊の補正予算説明書をお願いします。

地方公営企業法施行令第17条の2に規定される「予算の実施計画」は、2ページになります。この内容について、10から13ページの予算説明書でご説明いたしますので、まず10、11ページをお願いします。

「収益的収入及び支出」の「支出」

第1款（下水道事業費用）第1項（営業費用）第1目（管きょ費）348万5千円の増額の主な理由は、パートタイム会計年度任用職員の雇用に要する経費、及び「下水道施設統廃合事業 費用対効果分析業務」に要する経費の計上によるものです。

12、13 ページをお願いします。

「資本的収入及び支出」の「収入」

第1款（資本的収入）第1項（企業債）第1目（企業債）4,070万円増額の理由は、社会資本整備総合交付金の交付決定額が要望額に満たなかったため、その差額を下水道事業債で補填するものです。

第3項（補助金）第1目（国庫補助金）3,680万円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定に基づき減額するものです。

第4項（出資金）第1目（他会計出資金）1,840万円の増額は、先ほどの企業債と同じく、社会資本整備総合交付金の交付決定に基づく合併特例債の増額です。

次に「支出」

第1款（資本的支出）第1項（建設改良費）第1目（管きょ工事費）2,339万7千円の増額の主な理由は、下水道管渠の補修や移設が必要になる箇所があるため、その費用を計上するものです。

（下水道施設統廃合事業においては、実施設計の結果、上水道補償範囲が想定より減少したため、補償料1億1,801万9千円を減額、また接続管路実施設計の入札差金等により委託料1,789万7千円を減額し、工事請負費へ流用することで、社会資本整備総合交付金交付決定額を満たす事業執行を図りたいと考えます。）

次に14 ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書です。

「下水道使用料の改定の必要性に関する検証業務」について、令和6年度まで1,110万円を限度額として、令和6年度の全額支払い予定で債務負担行為の設定をお願いします。業務の内容は、3年ごとに実施する「安曇野市下水道事業経営戦略」の見直しに要する資料の作成です。

説明は、以上です。

議案第 77 号

令和 4 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明します。

決算書は、2 ページ、3 ページになります。

事項別明細書は、10 ページ、11 ページからになります。

なお、金額は、1 万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 市税です。

市税は歳入全体の 25.70% を占めており、収入済額は、123 億 7,138 万円で、前年度より 5 億 5,334 万円の増（前年度比 4.7% 増）です。

個人市民税は給与所得納税者の増加などにより、前年度より 9,314 万円の増（前年度比 2.0% 増）、法人市民税は申告納税額の増加により、前年度より 1 億 9,126 万円の増（前年度比 25.9% 増）です。

固定資産税は、令和 3 年度限り実施された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策軽減措置等がなくなったことにより、前年度より 2 億 17 万円の増（前年度比 3.7% 増）です。

2 款 地方譲与税は、収入済額 5 億 125 万円で、94 万円の減です。

（前年度対比 0.2% 減）

3 款 利子割交付金は、収入済額 474 万円で、377 万円の減です。

（前年度対比 44.3% 減）

4 款 配当割交付金は、収入済額 5,727 万円で、867 万円の減です。

（前年度対比 13.2% 減）

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 4,135 万円で 2,948 万円の減です。

（前年度対比 41.6% 減）

6 款 法人事業税交付金は、収入済額 2 億 208 万円で 759 万円の増です。

（前年度対比 3.9% 増）

7 款 地方消費税交付金は、収入済額 24 億 507 万円で、1 億 460 万円の増です。
(前年度対比 4.5%増)

8 款 ゴルフ場利用税交付金は、収入済額 3,771 万円で、87 万円の増です。
(前年度対比 2.4%増)

9 款 環境性能割交付金は、収入済額 3,434 万円で、136 万円の減です。
(前年度対比 3.8%減)

10 款 地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減額により、収入済額 1 億 1,786 万円で 1 億 2,616 万円の減です。
(前年度対比 51.7%減)

11 款 地方交付税は、税収入の増額に伴い基準財政収入額が増えたことなどにより、収入済額 125 億 3,074 万円で 9,399 万円の減です。
(前年度対比 0.7%減)

12 款 交通安全対策特別交付金は、収入済額 1,296 万円で、117 万円の減です。
(前年度対比 8.3%減)

13 款 分担金及び負担金は、耕地災害復旧事業負担金の増額により、収入済額 4 億 9,418 万円で、2 億 768 万円の増です。
(前年度対比 72.5%増)

4 ページ、5 ページをお願いします。

事項別明細書は、16 ページ、17 ページからになります。

14 款 使用料及び手数料は、収入済額 3 億 997 万円で、2,739 万円の増です。
(前年度対比 9.7%増)

15 款 国庫支出金は、収入済 64 億 9,236 万円で、20 億 7,817 万円減です。
(前年度対比 24.2%減)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3 億 1,229 万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金 3 億 9,896 万円、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 1 億 8,041 万円が増となった一方、令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業補助金 14 億 3,929 万円、社会資本整備総合交付金 10 億 6,336 万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業補助金 5 億 5,362 万円などが減となりました。

16 款 県支出金は、収入済額 28 億 7,621 万円で 4 億 8,058 万円の増です。
(前年度対比 20.1%増)

17 款 財産収入は、収入済額 7,848 万円で、207 万円の減です。

(前年度対比 2.6%減)

18 款 寄附金は、収入済額 6 億 4,180 万円で、ふるさと寄附金の減などにより 1 億 8,285 万円の減です。

(前年度対比 22.2%減)

19 款 繰入金は、収入済額 18 億 6,636 万円で、256 万円の増です。

(前年度対比 0.1%増)

20 款 繰越金は、収入済額 11 億 9,483 万円で、3 億 1,250 万円の増です。

(前年度対比 35.4%増)

21 款 諸収入は、収入済額 32 億 9,141 万円、3 億 5,824 万円の増です。

(前年度対比 12.2%増)

22 款 市債は、収入済額 25 億 7,480 万円、14 億 2,269 万円の減です。

(前年度対比 35.6%減)

臨時財政対策債は、前年度より 12 億 2,389 万円減の 4 億 7,100 万円となりました。

土木債は、【繰越明許】体育施設整備事業債の減などにより、前年度より 10 億 2,700 万円減の 7 億 5,600 万円となりました。

教育費は、【繰越明許】体育施設耐震補強事業に係わる旧合併特例事業債の増などにより、前年度より 7 億 4,690 万円の増となりました。

以上、一般会計収入済額の総額は、481 億 3,724 万円で、前年度より 18 億 9,598 万円減となり、前年度対比 3.8%の減です。

不能欠損額は、3,208 万円で、前年度より 1,713 万円増となっています。

収入未済額は、3 億 7,222 万円で、前年度より 2,545 万円の減となっています。

つづきまして、6 ページ 7 ページになります。

歳出です。事項別明細書は、56 ページ 57 ページからになります。

1 款 議会費は、支出済額 2 億 3,107 万円で、前年度対比 3.2%増の 718 万円の増です。

2款 総務費は、支出済額 68 億 6,435 万円で、前年度対比 18.6%減の 15 億 6,991 万円の減です。

財政 4 基金積立金 14 億 440 万円の減などによるものです。

3款 民生費は、支出済額 144 億 9,383 万円で、前年度対比 7.2%減の 11 億 3,279 万円の減です。

令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業 13 億 7,016 万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 7 億 3,488 万円の減などによるものです。

4款 衛生費は、支出済額 29 億 8,930 万円で、前年度対比 5.4%増の 1 億 5,360 万円増です。

地域脱炭素化推進事業 1 億 8,041 万円の増などによるものです。

5款 労働費は、支出済額 5,927 万円で、前年度対比 0.4%増の 22 万円の増です。

6款 農林水産業費は、支出済額 14 億 5,983 万円で、前年度対比 3.7%増の 5,146 万円の増です。

7款 商工費は、支出済額 40 億 3,174 万円で、前年度対比 6.0%増の 2 億 2,974 万円の増です。

アフターコロナ対策事業 1 億 1,285 万円の増などによるものです。

8款 土木費は、支出済額 47 億 5,934 万円で前年度対比 29.0%減の 19 億 4,215 万円の減です。

【繰越明許】新総合体育館建設事業 20 億 6,210 万円の減などによるものです。

8 ページ、9 ページをお願いします。

事項別明細書は 184、185 ページからです。

9款 消防費は、支出済額 14 億 2,914 万円で 前年度対比 1.1%減の 1,540 万円の減です。

10款 教育費は、支出済額 43 億 7,772 万円で、前年度対比 42.4%増の 13 億 404 万円の増です。

給食センター総務費（賄材料費） 4 億 7,367 万円、【繰越明許】堀金総合体育館大規模改修工事 8 億 6,405 万円の増などによるものです。

11款 災害復旧費は、支出済額 4 億 5,346 万円で、前年度対比 555.2%増の 3 億 8,424 万円の増です。

【繰越明許】耕地災害復旧事業1億2,208万円、【事故繰越】(明許)耕地災害復旧事業1億7,648万円の増などによるものです。

12款 公債費は、支出済額54億9,065万円で、前年度対比6.4%増の3億3,112万円の増です。

13款 予備費は、4,658万円を必要経費に充用し、当該予算科目から支出しました。

以上 一般会計支出済額の総額は466億3,976万円で、前年度対比4.5%減の21億9,862万円の減です。

翌年度繰越額は、繰越明許費が16事業で17億9,908万円、事故繰越が6事業で3億1,170万円の合計21億1,079万円となり、前年度より6億3,742万円の減です。

最後に241ページ「実質収支に関する調書」についてご説明します。
金額は千円単位となります。

歳入総額481億3,724万8千円、歳出総額466億3,976万6千円、歳入歳出差引額は14億9,748万2千円で、翌年度へ繰越すべき財源1億6,517万円(繰越明許費繰越額1億2,816万7千円、事故繰越し繰越額3,700万3千円)を差し引いた実質収支額は13億3,231万2千円となり黒字決算となっております。

説明は、以上です。

議案第 78 号

令和 4 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入です。決算書は 244 ページ、事項別明細書は、248 ページからとなります。

なお、金額につきましては議案第 78 号、第 79 号、いずれも収入済額及び支出済額を万円単位、1 万円未満切り捨てで、主な内容について申し上げます。

1 款 国民健康保険税は、収入済額 18 億 4,521 万円で、不納欠損額は 1,455 万円、収入未済額は 1 億 5,360 万円です。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は、95 万円で、督促手数料です。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、7 万円で、社会保険・税番号制度システム整備費の補助金です。

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、68 億 261 万円で、主な内訳は、医療費等の支払いに対する普通交付金が 67 億 128 万円、特定健康診査等負担金が 3,083 万円、保険者努力支援分が 5,586 万円、特別調整交付金が 866 万円などです。

(250 ページとなります。)

5 款 財産収入は、87 万円で、基金積立金利子です。

6 款 繰入金 1 項の他会計繰入金は、6 億 9,274 万円です。

主な内訳は、保険基盤安定事業や、財政安定化支援事業、事務費など市の負担分についての繰り入れです。

2 項の基金繰入金は、6,000 万円です。

7 款 繰越金は、4,866 万円です。

8 款 諸収入は、8,798 万円です。主な内訳は、

1 項の 延滞金及び過料は、1,389 万円で、保険税の延滞金です。

4 項の 受託事業収入は 1,361 万円、後期高齢者健診に対する広域連合からの受託

料です。

6項の 雑入は、5,891万円、交通事故などに伴う、第三者行為納付金や被保険者からの返納金、療養給付費の前年度精算に伴う返還金などです。

以上、歳入合計は、収入済額で94億7,912万円です。

続きまして、決算書246ページの 歳出です。事項別明細書は、254ページからとなります。

1款 総務費は、支出済額3,548万円、主なものは

1項の 総務管理費は、2,617万円で、事務的経費としての一般管理費と、県の国保連合会への負担金です。

(256ページとなります。)

2款 保険給付費は、67億4,150万円です。

1項の 療養諸費は、58億7,806万円で、医療費の保険者負担分として、療養給付費や柔道整復などの療養費、そして審査支払手数料となっております。

2項の 高額療養費は、8億2,332万円です。

(258ページとなります。)

4項の 出産育児諸費は、1,621万円で、出産育児一時金38件分です。

(260ページとなります。)

6項の 精神諸費は、1,977万円で、障害者総合支援法による精神通院医療の受給者の自己負担分の補助です。

3款 国民健康保険事業費納付金は、24億2,608万円です。

県の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、納付するものです。

(262ページとなります。)

4款 保健事業費は、1億6,932万円です。

1項の保健事業費が1,141万円で、会計年度任用職員報酬等の他、医療費通知経費、健康ポイント券配布経費などです。

2項の特定健康診査等事業費は、1億5,790万円で、特定健診の委託料と 人間ドックの補助が主なものとなっております。

(264ページとなります。)

5款 積立金は、2,587万円で、国民健康保険支払準備基金への積み立てです。

6款 公債費は、支出額はございませんでした。

7款 諸支出金は、6,214万円です。

主なものは、保険税の還付金及び加算金、療養給付費等負担金返還金です。

(266 ページとなります。)

8款 予備費は、672万円を必要経費に充用し、当該予算科目から支出しました。

以上、歳出合計は、支出済額 94 億 6,041 万円です。

続きまして、269 ページの「実質収支に関する調書」となります。万円単位となりますが、歳入総額が 94 億 7,912 万円、歳出総額が 94 億 6,041 万円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、1,870 万円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 79 号

令和 4 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入です。決算書は 272 ページ、事項別明細書は、276 ページからです。

1 款 後期高齢者医療保険料の収入済額は、10 億 5,459 万円、不納欠損額は 41 万円、収入未済額が、417 万円です。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、15 万円で、督促手数料です。

3 款 繰入金は 3 億 63 万円、一般会計からの繰入です。
主なものは、保険基盤安定繰入金、2 億 6,328 万円です。

4 款 繰越金は、2,859 万円です。

5 款 諸収入は、49 万円、延滞金及び保険料還付金です。

以上、歳入合計 収入済額は、13 億 8,447 万円です。

続きまして、決算書 274 ページの 歳出となります。事項別明細書は、278 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 519 万円、一般管理費や保険料の徴収に係る事務的経費です。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、13 億 4,461 万円、保険料、事務費及び基盤安定に係る負担金です。

3 款 諸支出金は 47 万円、保険料の還付金です。

4 款 予備費は、支出額はございませんでした。

以上、歳出合計の支出済額は、13 億 5,028 万円です。

続きまして、281 ページの「実質収支に関する調書」となります。万円単位となりますが、歳入総額が 13 億 8,447 万円、歳出総額が 13 億 5,028 万円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、3,418 万円です。

説明は、以上です。

議案第 80 号

令和 4 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明します。

決算書は 284 ページ、事項別明細書は、288 ページからとなります。

なお、金額は、万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 保険料は、収入済額 21 億 3,216 万円、不納欠損額は 294 万円、収入未済額は 878 万円です。

2 款 使用料及び手数料は、収入済額 23 万円です。

3 款 国庫支出金は、23 億 902 万円です。主なものは介護給付に対する国庫負担金が、16 億 6,468 万円のほか、国庫補助金が 6 億 4,433 万円、高齢化率等を考慮して交付される調整交付金などです。

(290 ページの)

4 款 支払基金交付金は、25 億 2,909 万円、2 号被保険者の保険料です。

5 款 県支出金は、13 億 5,546 万円、1 項の介護給付費に対する県負担金が 12 億 9,154 万円、2 項県補助金は 6,392 万円で、地域支援事業交付金です。

6 款 サービス収入は、2,153 万円、介護予防サービス計画費収入です。

7 款 財産収入は、130 万円、支払い準備基金積立金の利子です。

8 款 繰入金は、13 億 3,990 万円、一般会計からの繰入金です。

(292 ページをお願いします。)

9 款 繰越金は、2 億 3,661 万円、前年度からの繰越金です。

10 款 諸収入は、5 万円、第 3 者納付金などです。

以上により、歳入合計は、収入済額で 99 億 2,540 万円です。

続きまして、決算書の 286 ページ、歳出をご説明します。事項別明細書は 294 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 8,437 万円です。

主なものは 1 項 総務管理費のほか、3 項 介護認定審査会費の認定調査員の報酬及び、松本広域連合認定審査会への負担金等で 6,945 万円です。

(294 ページです。)

2 款 保険給付費は、89 億 3,788 万円です。

主なものは

1 項 介護サービス等諸費が、85 億 5,834 万円です。

そのほか、

3 項 高額介護サービス等費が、1 億 7,627 万円、

4 項 特定入所者介護サービス等費が、1 億 6,945 万円、

これは施設入所者への低所得者対策として、食費等の負担限度額を超えた分を給付したものです。

5 項 高額医療合算介護サービス等費が、2,509 万円です。

3 款 地域支援事業は、4 億 1,951 万円です。

1 項 介護予防事業は、1,456 万円、一般介護予防事業における委託料等です。

(298 ページです。)

2 項 包括的支援事業・任意事業費は、9,722 万円、地域包括支援センターで行われる事業や地域包括ケア推進事業等です。

(300 ページです。)

3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は、3 億 579 万円、総合事業に関する介護予防生活支援サービス事業の負担金等です。

(302 ページです。)

4 款 介護サービス事業費は 1,968 万円、要支援者のケアプラン作成委託料です。

5 款 保健福祉事業費は、65 万円、支え合い事業補助金です。

6 款 基金積立金は、1 億 3,937 万円です。

(304 ページです。)

7 款 公債費の支出額はございません。

8款 諸支出金は、9,945万円、償還金及び還付加算金で、介護保険料の還付金や、国庫負担金等を翌年度精算して超過交付分を返還したものなどです。

9款 予備費は、支出額はございませんでした。

以上により、歳出合計は、支出済額で97億93万円です。

続きまして307ページの「実質収支に関する調書」となります。1万円単位となりますが、歳入総額が99億2,540万円、歳出総額が97億93万円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億2,447万円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 81 号

令和 4 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(山林財産区特別会計 5 件について、説明をさせていただきます。)

決算書 310～311 ページをお願いします。

歳入 1 款 財産収入の収入済額は 132 万 131 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2 款 繰越金の収入済額は 149 万 259 円です。

歳入合計は、 281 万 390 円となります。

続きまして、歳出です。

312～313 ページをお願いします。

1 款 総務費は、支出済額 145 万 5,779 円で管理会の委員報酬、基金積立金等であります。

2 款及び 3 款の支出は無く、

歳出合計は、同額の 145 万 5,779 円です。

続いて、318～319 ページをお願いします。

歳入歳出差引額及び実質収支額は、 135 万 4,611 円となりました。

説明は、以上です。

議案第 82 号

令和 4 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

決算書 322～323 ページをお願いします。

歳入 1 款 財産収入は 5 万 8,079 円で、土地貸付収入、ほかとなります。

2 款 繰越金は 65 万 6,087 円です。

3 款 繰入金は 60 万円です。

歳入合計は、131 万 4,166 円です。

続いて、324～325 ページをお願いします。

歳出 1 款 総務費は、支出済額 62 万 5,981 円で、委員報酬、基金積立金等であり、歳出合計は、同額の 62 万 5,981 円です。

続いて、330～331 ページをお願いします。

歳入歳出差引額及び実質収支額は、68 万 8,185 円となりました。

説明は、以上です。

議案第 83 号

令和 4 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

決算書 334～335 ページをお願いします。

歳入 1 款 分担金の収入済額は 23 万 2,700 円で、管理費分担金です。

2 款 1 項 財産運用収入は 4 万 291 円で、基金利子等です。

2 款 2 項 財産売払収入は 774 万 3,015 円で、長野県が実施した砂防工事へ、事業用地を提供した事による、土地売り払い収入です。

3 款 繰越金は 70 万 5,681 円です。

歳入合計は、872 万 1,687 円です。

続いて、336～337 ページをお願いします。

歳出 1 款 総務費は支出済額 817 万 8,136 円で、委員報酬、基金積立金等です。

歳出合計は、同額の 817 万 8,136 円です。

続いて、342～343 ページをお願いします。

歳入歳出差引額及び実質収支額は、54 万 3,551 円となりました。

説明は、以上です。

議案第 84 号

令和 4 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

決算書 346～347 ページをお願いします。

歳入 1 款 分担金の収入済額は 31 万 5,500 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 5,248 円で、基金利子です。

3 款 繰越金は 70 万 3,006 円です。

4 款 繰入金は 10 万円です。

歳入合計は 112 万 3,754 円です。

続きまして、348～349 ページをお願いします。

歳出 1 款 総務費は、支出済額が 56 万 3,926 円で、管理会保険料、基金積立金等です。

歳出合計は、同額の 56 万 3,926 円です。

続いて、354～355 ページをお願いします。

歳入歳出差引額及び実質収支額は 55 万 9,828 円となりました。

説明は、以上です。

議案第 85 号

令和 4 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

決算書 358～359 ページをお願いします。

歳入 1 款 分担金の収入済額は 28 万 9,900 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 4,610 円で基金利子です。

3 款 繰越金は 46 万 9,559 円です。

4 款 繰入金は 30 万円です。

歳入合計は、106 万 4,069 円です。

続きまして、360～361 ページをお願いします。

歳出 1 款 総務費は、支出済額 45 万 4,840 円で、保険料、基金積立金等です。

歳出合計は、同額の 45 万 4,840 円です。

続いて、366～367 ページをお願いします。

歳入歳出差引額及び実質収支額は 60 万 9,229 円となりました。

説明は、以上です。

議案第 86 号

令和 4 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市産業団地 造成事業特別会計 歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書 374、375 ページをご覧ください。

歳入です。2 款繰入金は、180 万 9,983 円、一般会計からの繰入金です。3 款繰越金 12 万 8,035 円、前年度の繰越金です。

合計収入済額は、193 万 8,018 円です。

次に歳出になります。376、377 ページをご覧ください。

あづみ野産業団地拡張事業に伴う工事請負費、償還元金等が主な事業費です。

主な内容は、10 節 需用費 44 万 9,901 円、12 節 委託料 84 万 983 円、14 節 工事請負費 53 万 9,000 円 です。

合計支出済額は、186 万 4,884 円です。

379 ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額 193 万 8,000 円、歳出総額 186 万 4,000 円で、歳入歳出差引額は 7 万 3,000 円となり、実質収支額も 7 万 3,000 円の黒字決算です。

説明は、以上です。

議案第 87 号

令和 4 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度 安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書 386、387 ページをご覧ください。

歳入です。

1 款 繰入金、966 万 4 千円 一般会計からの繰入金です。

3 款 繰越金 7,709 円、前年度繰越金です。

歳入合計収入済額は、967 万 1,709 円です。

次に事項別明細書 388、389 ページをご覧ください。

1 款施設事業費で、主な内容につきましては、10 節需用費 施設修繕費 134 万 1,340 円で、厨房換気設備などの老朽化に伴う修繕費です。

13 節借地料 149 万 7,200 円は有明荘敷地の借地料として中部森林管理局への支払いです。

14 節工事請負費 493 万 9,671 円は、トイレ洋式化の改修工事、厨房天井張替え工事、照明器具 LED 化工事です。

29 節予備費は、32 万 9 千円を必要科目に充用し、当該予算科目から支出しました。

歳出合計支出済額は、966 万 5,318 円です。

391 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額 967 万 1,000 円、歳出総額 966 万 5,000 円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも 6,000 円の黒字決算となっております。

説明は、以上です。

議案第 88 号

令和 4 年度安曇野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度安曇野市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

別冊の水道事業決算書によりご説明いたします。令和 4 年度安曇野市水道事業会計決算書 安曇野市下水道事業会計決算書 をご用意いただければと思います。

説明にあたり、万円未満を切捨てとさせていただきますので、ご承知願います。

水道事業決算書の 2 ページ、3 ページをお願いします。ここでの金額は消費税を含んだ額となります。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 水道事業収益の決算額は 23 億 286 万円で、前年度より 1,109 万円の減です。

この主な理由は、受託工事収益及び水道料金収入の減によるものです。

(2) 支出の、第 1 款 水道事業費用の決算額は、19 億 1,824 万円で、前年度より 5,045 万円の増です。

この主な理由は、電気料金等を賄う動力費の増によるものです。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。

(1) 収入の、第 1 款 資本的収入は 1 億 8,456 万円で、前年度比 5,095 万円の増です。

この主な理由は、国庫補助金及び負担金等の増加によるものです。

次に、(2) 支出の第 1 款 資本的支出は 14 億 8,358 万円で、前年度より 1 億 7,333 万円の増です。

この主な理由は、穂高豊里整備送水管布設工事等の新規事業の着手や主要管路整備事業による工事数の増加によるものです。

4 ページをお願いします。ここからは経営状況を明らかにするための財務諸表で、決算額は消費税を除いた額となります。

それでは、損益計算書について

1 営業収益は18億5,451万円、2 営業費用は17億1,089万円となり、営業収益から営業費用を引いた、営業利益（(7)の下）は1億4,361万円となりました。

3 営業外収益は、2億7,180万円、次、5ページの

4 営業外費用は、9,560万円となった結果、営業収益と営業外収益を足した収益から、営業費用と営業外費用を足した費用を差し引いた、経常利益（(3)の下）は、前年度に比べ6,543万円減少し、3億1,981万円となりました。

減少の主な理由は、年間給水量の減少に伴う料金収入の減少、及び電気料金の増加による動力費の増加によるものです。

当年度純利益ですが、

3億1,981万円の黒字決算となりました。この純利益に前年度から繰越された利益剰余金90万円と、その他未処分利益剰余金変動額の3億5,000万円を加え、当年度未処分利益 剰余金は、6億7,071万円となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いします。

先ほどの令和4年度末の未処分利益剰余金6億7,071万円は、上段の計算書において右から3列目の計算により求められていますが、この内6億6,981万円については、6ページ、下段にあります、令和4年度安曇野市水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いする内容です。

処分とは、その剰余金を今後どのように活用するかということで、表の2行目からの処分数額6億6,981万円の内訳ですが、水道ビジョンによる、今後の建設改良工事の財源とするため、3億1,981万円を建設改良積立金に積み立てます。

また、令和4年度補てん財源とした積立金を資本金へ戻すため、3億5,000万円を資本金へ組入れ、処分後の残高90万円を翌年度に繰り越すという内容です。

8・9ページをお願いします。

貸借対照表です、（8頁の一番下）資産合計は、257億3,216万円、（右ページの中央）負債合計は、103億6,025万円、（9ページ下から2行目の）資本合計は、153億7,190万円、（その下の）負債と資本の合計は、257億3,216万円となり、8ページの資産合計と同額となります。

令和4年度、負債は企業債償還により前年度比7億1,120万円減少し、また前年度決算で取り崩した建設改良積立金を資本金に組み入れたため、前年度に比べ資本金は、3億5千万円増加しました。

10 ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示しするための資料です。

説明は、以上です。

議案第 89 号

令和 4 年度安曇野市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度安曇野市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

安曇野市下水道事業決算書の 34 ページ、35 ページをお願いします。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 下水道事業収益の決算額は、42 億 5,364 万円、前年度比 1,892 万円の減で、他会計負担金、長期前受金戻入の減が主な理由です。

(2) 支出の、第 1 款 下水道事業費用の決算額は、36 億 3,257 万円で、前年度比 1,150 万円の減です。

この主な理由は、支払利息の減です。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。(1) 収入の、第 1 款 資本的収入の決算額は 8 億 5,312 万円、前年度比 1,923 万円の増です。

この主な理由は、資本費平準化債の借入れ増によるものです。

次に、(2) 支出になります。資本的支出の決算額は、25 億 7,880 万円、前年度比 2,377 万円の減です。

この主な理由は、建設改良費の減によるものです。

次に、36 ページをお願いします。損益計算書です。

1 営業収益は 16 億 8,016 万円、2 営業費用は 30 億 647 万円となり、営業損失は 13 億 2,630 万円となりました。

3 営業外収益は、24 億 667 万円、4 の営業外費用は、4 億 5,050 万円となった結果、経常利益は、前年度比 167 万円減の 6 億 2,985 万円となりました。

当年度純利益ですが、

6 億 2,985 万円の黒字決算となりました。この純利益に前年度から繰越された利益剰余金 22 万円と、その他未処分利益剰余金変動額の 6 億 3,150 万円を加え、当年度未処分利益 剰余金は、12 億 6,158 万円となりました。

次に、38・39 ページをお願いします。

先ほどの、令和4年度末の未処分利益剰余金 12 億 6,158 万円は、上段の計算書において右から3列目の計算により求められています。この内 12 億 6,150 万円については、38 ページ、下段にあります。令和4年度安曇野市下水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いするものです。

表の2行目からの処分類の内訳ですが、今後の企業債償還に充てるため減債積立金へ6億3,000万円を積み立て、令和4年度補てん財源とした積立金を資本金へ戻すため6億3,150万円を資本金へ組入れを行い、処分後の残高8万円を翌年度に繰り越すという内容です。

40 ページからが貸借対照表です。（ページ下の）資産合計は、573 億 3,862 万円、（右ページ中央の）負債合計は、471 億 9,481 万円、（ページ下から2行目の）資本合計は、101 億 4,380 万円、負債と資本の合計は、573 億 3,862 万円となります。

42 ページ以降については、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示した、決算資料です。

議案の説明は以上です。

両事業会計ともに黒字決算となりましたが、当年度純利益が下がっております。下水道事業においては、一般会計から約16億円が繰入られていますので、引き続き、業務の効率化を図り経営基盤の強化に努め、上水道ビジョン及び下水道経営戦略に基づく事業の推進に取り組んでまいります。

説明は、以上です。

議案第 90 号

松本市の公の施設の利用に関する協議について（公共下水道）

地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり松本市と協議したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1 利用に供する施設は、犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道事業梓川処理区第 6 処理分区枝線です。
- 2 利用区域は、別図に示す利用区域、安曇野市三郷温 794 番 6 外 7 か所です。
- 3 利用方法は、下水道使用料の徴収については、安曇野市公共下水道条例の規定によるものとし、長野県犀川安曇野流域下水道への汚水処理負担金は、安曇野市が負担するものとし、ます。
- 4 松本市公共下水道施設の維持管理に要する経費の負担については、その都度協議することとします。

説明は、以上です。

議案第 91 号

安曇野市の公の施設の利用に関する協議について（公共下水道）

地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり松本市と協議したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1 利用に供する施設は、犀川安曇野流域関連安曇野市公共下水道事業三郷第 2 処理
分区枝線です。
- 2 利用区域は、別図に示す利用区域、松本市梓川倭 2997 番 1 です。
- 3 利用方法は、下水道使用料の徴収については、松本市下水道条例の規定によるものとし、長野県犀川安曇野流域下水道への汚水処理負担金は松本市が負担するもの
とします。
- 4 安曇野市公共下水道施設の維持管理に要する経費の負担については、その都度協
議することとします。

説明は、以上です。

議案第 92 号

市道の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道廃止路線調書をご覧ください。

今回の廃止路線は 1 路線です。

整理番号 1 の穂高 4098 号線は、開発行為に伴い、市道廃止を行うものです。

路線の位置につきましては、2 ページの廃止路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 93 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 3 路線ございます。

整理番号 1 の穂高 4691 号線、整理番号 2 の穂高 4692 号線、整理番号 3 の穂高 1230 号線は、宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから、市道認定するものです。

路線の位置につきましては、2 ページから 4 ページの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。